

愛媛県立小松高等学校校舎等機械警備委託業務仕様書

1 委託業務の名称

愛媛県立小松高等学校校舎等機械警備業務委託

2 委託業務の場所

対象施設 愛媛県立小松高等学校

所在地 西条市小松町新屋敷乙4番地1

3 委託期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

4 業務内容

(1) 警備業務

愛媛県立小松高等学校校舎等

ア 第一教棟：鉄筋コンクリート造 4階建て 延2,616㎡

イ 第二教棟：鉄筋コンクリート造 4階建て 延2,743㎡

ウ 第三教棟：鉄筋コンクリート造 3階建て 延825㎡

エ 体育館：鉄筋コンクリート造 一部2階建 延1,643㎡

(2) 警備範囲

別紙(仕様書別紙)警備エリア表に示す範囲

(3) 警備方式

①警備業法(昭和47年法律第117号)第2条第4項第5号に定義する機械警備により行うものとする。

②基地局において警備対象施設への侵入等不法行為の発生やその他異常を感知した場合は、警備員が警備対象施設に急行し、建物の外部及び内部を点検し、異常の有無を確認する。なお、必要に応じて次の業務を行うものとする。

- ・ 現場に応じた緊急措置
- ・ 小松高等学校職員等関係先への通報・連絡
- ・ 必要に応じて警察、消防署等への通報
- ・ その他小松高等学校の財産保護に必要な措置

(4) 警備責任時間

原則として警備機器を開始(セット時)した時点から警備機器のセットが解除された時点までとする。ただし、火災警報機器、設備警報(漏電・水位)の異常状態監視については、常時対応すること。なお、事前の連絡がなく23時を過ぎても全警備エリアの開始設定が完了しない場合は、受託者が小松高等学校に確認の電話をする。

(5) 緊急連絡者の配置

委託者はあらかじめ緊急連絡者を定め、その名簿を受託者に交付するものとし、連絡者に変更あるときは、委託者は遅滞なく変更した名簿を受託者に交付する。

(6) 警備状況の報告

受託者は、異常を感知した場合は、速やかにその内容及び対応状況を書面により委託者に報告しなければならない。なお、軽微な異常等の場合で、委託者が不要と認める場合は

この限りではない。

5 警備機器の仕様等

- (1) 警備機器は受託者の所有に属し、当該装置の維持管理及び保守点検に要する費用は受託者の負担とする。
- (2) 警備対象施設に設置された警報機器は、発生した異常を基地局へ自動的に通報するシステムとし、NTTやインターネット等信頼性が高く確実な回線を使用する。なお、回線加入や毎月の経費は、受託者の負担とする。
- (3) 警備ブロックは別表・別図のとおりとし、専用磁気カードによりそれぞれ個別に警備の開始・解除を行えるものとし、操作状況を基地局で確認出来ること。
なお、専用磁気カードは教職員数に予備を付加した枚数を小松高等学校へ貸与することとし、経年劣化等により磁気カードが正常に作動しない場合は新たに貸与すること。
- (4) 警報機器と監視項目は次のとおりとする。
 - ① 警備主装置（侵入感知センサー、キーボックス付カードリーダー、中央制御装置（チェックボックス）及びその他必要機器）
 - ② 火災警報機器（自動火災報知器から移報する機器を設置する。）
 - ③ その他警報機器（漏電・受水槽水位）
- (5) 受託者は、警備装置の機能を維持するため適宜保守点検を行い、警備装置が正常に作動するよう努めなければならない。

6 本件入札（見積もり）に係る特記事項

令和6年度から5年間の機械警備業務の経費算定に当たっては、次の各号に留意すること。

- (1) 警備機器の設置及び撤去に要する経費は受託者の負担とする。
- (2) 警備業務は令和6年4月1日から開始すること。
 - ① 落札者は、事前準備として落札決定日の翌日から令和6年3月31日までの間に、警備に必要な機器・配線等の設置工事を行うことができるものとする。
 - ② 警備機器が警備業務開始日に供用できない場合は、落札者の負担により、供用できるまでの間の警備責任時間に警備員を派遣するなど、機械警備と同等の警備を行うこと。
なお、警備員を派遣する場合は、小松高等学校内の指示する施設を控室等として使用することができる。この場合施設の使用は無償とする。
- (3) 落札者は、落札決定後速やかに、委託業務実施計画書に警報機器の種類、個数、設置場所を明記した一覧表及び平面図を添えて、愛媛県立小松高等学校長に提出するものとする。